



町報 岡垣

所役場 守 莊
行町任 社
発垣貴 町長
岡垣町

とどいたら、まず、とじましよう

農地法による埋立

最近本町に於ても宅地造成、河川しゅんせつ工事等による残土処分により、農地埋立が非常に多くなっています。申請される土地を総合的に判断してみますと、埋立は表面的なことであって、その本質は宅地を目的としたものであることが、多く見受けられます。

農地法上による埋立届とは、地目、田であるものを畑として使用されることで、農業経営上及び地形等を勘案して、地目の変更を行うものであります。届についても隣接地の承諾、水利関係との協議を充分行って、申請されるよう御願いたします。埋立によって、地

目の変更(田から畑)されたものについては、農地法第四、五条の転用行為、いわゆる農地を宅地として、転用申請がなされても、受理出来ませんので、御知らせします。なお、農振法による農用地のうち「田」となっているものについては、埋立は出来ません。又農地に関する疑問がありましたら、地元選出委員又は、農業委員会事務局へおたずね下さい。

(岡垣町農業委員会事務局)

固定資産税

納期変更

昭和49年度の地方税制改正については、政府の改正法案が二月八日閣議決定されました。

この改正法案では土地に係る固定資産税について宅地(小規模住宅用地)二〇〇平方米以下の税負担の軽減措置及び個人の所有する非住宅用地の税負担の緩和措置を講ずることとされました。

度の固定資産税に限り下記の通り特例が設けられましたので御知らせします。

- 一、縦覧期間自昭和49年4月1日
至昭和49年4月20日
- 一、納期(第1期)
自昭和49年5月1日
至昭和49年5月30日
- (従前は4日)
- ※第2期以降は従前通り

郵便局からお願い

岡垣郵便局

つきましては其の事務処理に相当の日数を要しますので昭和49年

上の写真は、

「駅前」の桜

鍋田区の田中睦生氏提供

昨年施行されました行政区の再編成とともに、また、最近一部地域にも行政区の再編成が行われ、郵便物のあて名が、新旧、公称、通称名を記載したものが入乱れ、または番地の記載がないものが非常に多く郵便物の区別、組順組立等に支障をきたしている現状です。左記「例」参照のうえ、

郵便物の差出人住所を記載する際に注意していただくとともに、親せき、知人への通知をしていただくよう何分のご協力をお願いするさせていただきます。

なお、あて名の外、差出人住所にも必ず郵便番号を併記していただくよう併せてお願いいたします。

当局区内(岡垣町一円)は

記

◎良い例

- ① 公称町村名 公称大字小字名 行政区名
- ② 速賀郡岡垣町山田鍋田西高岡区
- ③ 番地名 肩持名 多人数集居する男前
- ④ 番地 何某方又は〇〇アパート

警察署から

(1) 春の防犯

- ◎キヤッチフレーズ
 - 「カギかけて 隣に声かけ 無事な留守」
 - 「愛車には 錠と監視の二重カギ」
 - 「小さなことでも 許すな暴力」
 - 「暴力は 見たら 聞いたなら一〇番」
 - ※「あき果」の防止
- 留守にするときの注意
 - ・明るいうちに帰宅する時は、戸を閉めないようにするなど、どるほう々に留守を知らせない工夫をする。
 - ・一日、二日と留守にする時は、新聞、牛乳などの取り片付けを隣近所に頼んでおく。
 - ・出入口には、主錠のほかに補助錠をつける。

◎悪い例

- 1、速賀郡岡垣町高岡団地 (通称名記載、行政区名、番地もれ)
- 2、速賀郡岡垣町山田一三六 (小字名、行政区名もれ)
- 3、速賀郡岡垣町東松原五組 (郵便局の配達資料はすべて番地で整備しているので組名は不必要、番地を記載のこと)

窓には「ベンリー締まり」、サッシ戸には「ファスナー・ロック」などの補助錠をつける。

合カギは家人が持ち、新聞受(郵便受)や牛乳箱に入れない。

隣に声をかけ、留守中の用心を依頼する。

※「自転車盗難」の防止

- ・自転車の盗難は、無施錠と路上放置によるものが多いので、次のことに注意
- ・わずかの用件でも、車は必ず目の届くところに置き、カギをかけたおく
- ・車体に住所、氏名などを記入。
- ・車を盗まれたり、置き忘れた時など、手配や発見を早くするため、必ず防犯登録をしておく。
- ※「車上ねらい」の防止
- 「車上ねらい」は車を離れたわ

ずかのスキに車内や荷台の物品が盗まれているので次のことに注意

・車を離れるときは、貴重品などは必ず携行し、ドアキー、ハンドルキーは確実にかけておく。

※暴力事件の防止

・行楽地や歓楽街などには、不良仲間が集まり、行楽客に因縁をつけたり、金銭をたかたりするので、次のことに注意

・飲酒の度をすこして、つけこまれないように気をつける。

・わずかな被害でも、泣き寝入りしないで、勇気を出して警察に届ける。

・被害を見たり、聞いた時は、他人ごとと思わず一〇番する

(2) 新入学期の交通事故防止

- ◎キヤッチフレーズ
 - 「地域ぐるみで新入学(園)児を交通事故から守ろう」
- 春の全国交通安全運動は「昭和四十九年春の全国交通安全運動の実施について」警察は次のことを呼びかけている。
- ※子どもに対して
 - ・飛び出しをしない。特に道路に出る時は、危険箇所必ず一時立ち止って安全を確認する。
 - ・道路の横断は信号に従い、できるだけ横断歩道、横断歩道橋を通る。
 - ・正しい横断を身につけ、駐停車両、渋滞車両の間などから横断しない。

※母親に対して

- ・入学(園)前に子どもと通学(園)路を歩き、現場で具体的に安全な通学(園)のしかたを教える。
- ・子供の遊び場を確認し、安全な遊び場、安全な経路、危険な地点を教える。
- ・子どもと外出するときは、自ら正しい交通ルールを実践し、常に子どもを視野に入れておく。
- ※自転車利用者に対して
 - ・狭い道から広い道に出るとき、見通しの悪い所では一時停止を励行し、安全を確認する。
 - ・「歩道通行可」の箇所では、歩道を通行し、それ以外で車道の左端通行を守る。
 - ・右左折の合図は早目に、明確に行い危険な箇所では、左足をつけて必ず一時停止する。
 - ※自動車運転者に対して
 - ・スクールゾーン、住宅街、路地あるいは対向車線が渋滞しているときは、子どもが飛び出すことを念頭において運転する。
 - ・子ども、老人、自転車、停車中のバス等の側方を通行するときは十分な間隔をとるか、除行する。
 - ・発進、後退する場合は、必ず前後の安全確認を習慣づけ、死角、内輪差に気をつける。

社会福祉協議会へ

香典返しとして寄付

- 一、波津区故木村タミ殿 82才
- 昭和49年2月24日死亡
- 木村千代雄殿より
- 一、糠塚区故旅生武雄殿 80才
- 昭和49年2月24日死亡
- 旅生寿雄殿より
- 一、吉木区故川原ハル殿 86才
- 昭和49年2月28日死亡
- 川原隆爾殿より
- 一、東黒山区故岩崎スエ殿 88才
- 昭和49年2月27日死亡
- 岩崎重行殿より
- 一、百合ヶ丘区故宮川トヨ殿 72才
- 昭和49年3月9日死亡
- 宮川社夫殿より
- 一、手野区故松井タキノ殿 79才
- 昭和49年3月22日死亡
- 松井真殿より
- 一、東海老津区故野上サダ殿 92才
- 昭和49年3月23日死亡
- 野上和夫殿より
- 一、東黒山区故河野ヤス殿 72才
- 昭和49年3月28日死亡
- 河野弘殿より



老人クラブ寿会へ 香典返しとして寄付

- 一、波津区故木村タミ殿 82才
昭和49年2月24日死亡
木村千代雄殿より
- 一、糠塚区故旗生武雄殿 80才
昭和49年2月24日死亡
旗生寿雄殿より
- 一、吉木区故川原ハル殿 86才
昭和49年2月28日死亡
川原謙爾殿より
- 一、東黒山区故岩崎スエ殿 88才
昭和49年2月27日死亡
岩崎重行殿より
- 一、東海老津区故野上サダ殿 92才
昭和49年3月23日死亡
野上和夫殿より
- 一、東黒山区故河野ヤス殿 72才
昭和49年3月28日死亡
河野弘殿より

議会だより

第一回定例会は三月十一日招集され、会期は二十日間と決定、次の議案が可決となる。

- 議案第七号
岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第二条第一項第二号中、吏員八十八人を吏員九十四人に改める。
議案第八号
- 岡垣町課設置条例の一部を改正する条例
- 第一条第一項に「同和対策室」を加える。
議案第九号
- 岡垣町消防団員の定員、任用、給与、分限、及懲戒職務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第四条中の定数「一六四名」を

- 「一一名」に改めるその他報酬及び費用弁償の改正
議案第十号
- 昭和四十九年度固定資産税の納期の特例に関する条例
議案第十一号
- 岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(撤回) 取下げ
- 議案第十二号
岡垣町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第十三号
- 岡垣町営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第十四号
- 昭和四十八年度岡垣町一般会計補正予算 (第三号)

- 歳入歳出それぞれ一、四五二千百を追加し、歳入歳出それぞれ一、三二五、九八三千百とする。
議案第十五号
- 昭和四十八年度岡垣町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号) 歳入歳出それぞれ一三、〇〇八千百を追加し、歳入歳出それぞれ一二七、四九九千百とする。
議案第十六号
- 昭和四十八年度岡垣町農業共済事業特別会計補正予算(第二号) 歳入歳出それぞれ一、七三三千百を減額し、歳入歳出それぞれ九、八五六千百とする。
議案第十七号
- 昭和四十九年度岡垣町一般会計予算
- 歳入歳出それぞれ一、四八四、三七四千百と定める。
決議第一号
- 決算案に対する付帯決議
- 1. 同和関係予算については、今後 は充分考慮して予算の編成及び予算の執行に当ること。
- 2. 其の解放行政を推進するため、昭和四十八年七月町三役、教育長、課長、係長が部落解放同盟 中間遊賀地区協議会会長林添半次氏に提出している覚書、協定書及び確約書自己批判書等を、即時破棄すること。
- 議案第十八号
- 昭和四十九年度岡垣町国民健康保険事業特別会計予算
- 歳入歳出それぞれ一四四、二九

- 二千円とする。
議案第十九号
- 昭和四十九年度岡垣町農業共済事業特別会計予算
- 歳入歳出それぞれ九、七五四千百とする。
議案第二十号
- 昭和四十九年度岡垣町水道事業特別会計予算
- 議案第二十一号
- 昭和四十九年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算
- 歳入歳出それぞれ一、二六二、九一九円とする。
議案第二十二号

成田山の桜並木



岡垣町火災予防条例を廃止する条例
郡消防組合火災予防条例適用のため
議案第二十三号

岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
公務員給与の改正に伴う格差是正及び他との均衡を保つため
議案第二十四号

岡垣町議会委員会条例の一部を改正する条例
執行部の機構改革により課の設置に伴ない改正するもの
(以下次号)

成田山横の内浦から湯川にぬけている林道が出来る上と、すぐ岡垣町郷友会の人々が、その両側に千本の桜苗を植えた。昭和四十三年三月三十一日だったが、それから毎年補植し、五月には下草刈り施肥、秋にはカズラはずしと可愛いがっている。のちらほら咲き出した。二、三年先には見事な花見コースになるだろう。

今年も三月三十一日郷友会の人々が二十名ばかり出、桜苗の補植をしておられた。

空手道教室

五月から岡垣町空手道教室を始める。

東洋古来の武道として空手道が再認識され、最近各所に教室、道場が開かれ空手道愛好者が急増している。

空手道は、年令、男女を問わず基本さえ、身につければ、いつ、何処でも、自身で練習でき、道具なども不要、道衣が一枚あれば良く誰でも気軽に出来るのが非常に受、静かなブームを続けている。

青少年には、不屈、誠実、謙虚、礼節、道を教え精神教育に大きな効果を上げ、父兄から喜ばれている。

体育、競技としての空手道も全国的に普及している。ほとんど全身を使うため、身体の鍛練には最も適しており、低下している現代人の体力、精神力を回復させるためには非常に役立つスポーツである。

指導は、日本四大流派の一つ剛柔流、全日本空手道連盟、福岡県空手道連盟、正剛会の成富定道師範「六段」が当る。

絵画教室の作品発表

中央公民館絵画教室の作品発表を行います。開講以来一年半の歩みを進めてみます。

四才から小学六年生までの子供たちが絵筆を通して伝える素直な感動を、又、ひとりひとりの表現が

どのように変わってきたかを観てく
ださい。

期間 五月三日(金)～八日(水)
場所 中央公民館ロビー
壁面に展示

体育祭予告

第十回町民体育祭を四月二十一日(毎年四月の第三日曜)九時から、岡垣中学校運動場で実施します。こぞって参加し、みんなの種目にか出場してください。

公民館教室生募集

57
2回

※書道教室

- 対象 小 中学生
- 開催日時 毎週火曜日
午後四時三十分～六時
- 講師 網脇敏郎 網脇サヨ子

※書道教室

- 対象 大人
- 開催日時 毎週金曜日
午後五時～七時
- 講師 木原義明

- ※生花教室(池の坊) 8人
- 開催日時 毎週火曜日

- 午前九時三十分～十二時
- 月謝 八百円
- 講師 木原碧雪

- ※料理教室 2人
- 開催日時 第2 4 火曜日
午前十時～十二時
- 月謝 千三百円(材料費含む)
- 講師 四司信代

※煎茶教室 2人

- 開催日時 毎週水曜日
午後一時～三時
- 月謝 八百円
- 講師 岡田奈美江

※生花教室(小原流) 5人

- 開催日時 毎週木曜日
午前九時三十分～十二時
- 月謝 八百円
- 講師 武田豊英

※茶道教室(裏千家) 6人

- 開催日時 毎週木曜日
午後一時～三時
- 月謝 八百円
- 講師 武田宗文

※文化刺繍 (額を主体とした) 9人

- 基礎から応用まで、一ケ年で二級免状授与
- 開催日時 第1 3 金曜日
午後一時三十分～三時三十分
- 月謝 五百円
- 入会金 千円
- 材料費 一ケ月 五百円位
- 講師 神山敬子

- 公民館各教室は、五月から始め

ます。(5月3日の分は10日に行
ないます)申し込みは中央公民館
で受付しております。

TEL 0162
公民館

岡垣町役場職員

異動のお知らせ

岡垣町役場の機構改革により、
室長、課長の異動を4月8日付で
次のとおり発令したのでお知らせ
いたします。

室長	高橋護城	新設
水道課長	門司文敏	職務課長
企画課長	鈴木平	土木課長
基地対策	田中俊徳	水道課長
室長		
税務課長	日南誠	企画課長
住民課長	刀根重弘	教育課長
室長		
室長	石田三次	住民課長
民生課長	長畑武	社会教育課長
同和対策	高橋護城	新設
室長		
室長	小阜川隆	室長
教育委員		基地対策
室長		
室長	旧室課長	